

輸送力増強ニ伴フ引揚者受入態勢ノ救済備強化ニ関スル件 (昭和二二七七  
海軍會議決)  
汽船貸與ニ依リ在外邦人帰還輸送力ノ副期的強化ニ即應スル爲政府ハ  
左記ニ依リ急遽ニ引揚者受入態勢ヲ救済備強化スルモノトス

記

一 地方引揚援護局ノ救済備強化

(一) 聯合軍最高司令部ノ指令ニ依リ追加指定港タル別府、唐津、田辺ニ速急

地方引揚援護局ヲ設置スルト共ニ既設ノ地方引揚援護局ノ陣容ヲ一段ト

充實強化スルモノトス

(二) 前掲ニ依リ地方引揚援護局ノ新設及擴充強化ハ速クモ三月上旬マデニ完

了スルモノトス

(三) 地方引揚援護局ノ整備強化ニ付テハ關係各省全面的ニ厚生省ニ協力又

援スルモノトス

二 宿泊施設ノ擴充整備

(一) 指定港灣所在地ニ於ケル既設地方引揚援護局ノ宿泊施設ニ付其ノ收容力

ヲ聯合軍最高司令部指令ニ規定セラレシル能力ノ概ネニ倍ニ増強スルヲ目

途トシテ急遽ニ之ヲ擴充強化スルト共ニ新設ノ地方引揚援護局ニ付テモ右ニ

準ニ所要施設ヲ速急救済備スルモノトス

(二) 施設ノ擴充救済備ハ三月上旬迄ニ完了スルヲ目的トシ原則トシテ既存舊

陸海軍關係施設其ノ他ノ既存施設ノ改修移築等ニ依リ實施ニ新設

ハ必要ナル最少限度ニ止ルモノトス

(三) 施設ノ設営ハ厚生省之ヲ擔任シ二月中旬迄之が具年の計畫ヲ樹立シ之

が具材ノ分給、輸送経費等ニ付ハ第一復員、第二復員内務、農林商工

運輸大藏ハ各省全面的ニ協力スルモノトス

三 医療施設ノ擴充強化

(一) 地方引揚援護局ノ医療施設並ニ檢疫施設ヲ前項ニ準ニ擴張整備スルト

共ニ國立病院、國立療養所ノ全面的活用ト日本医療團、日本赤十字

社其ノ他一般ノ医療施設ノ積極的利用ノ方途ヲ講スルモノトス

(二) 輸送船舶(病院船)等ノ内ノ医療施設(医療及檢疫従事員ノ兼組

所要設備ノ設置)ヲ確立シ船内患者之治療ニ萬全ヲ期スルト共ニ海外現地ニ對

スル医療品等ノ運送補給ニ遺憾ナク期スルモノトス

(三) 石炭、食糧、其他所要物資ノ確保

一 引揚者ノ應急援護ニ要スル被服、食糧其他各種生活必需物資及ニ医薬品等

ハ昭和二十一年度ニ約五百萬人引揚クルモノト推定シ其ノ所要量ヲ各上陸地ニ

集積スルモノトス

(一) 所要物資、調達ニ当リテハ特殊物件、隱匿物資及新規生産品ノ優先的  
 充當ヲ圖ルト共ニ般民間物資ノ強カナル供出、方途ヲ講ズルモノトス  
 (二) 前二類ニ依ル各種物資ノ供給ハ天々内務、商工、農林、各省ニテ擔任シ輸送  
 二付ニハ運輸省ニテ協力援助スルモノトス

五 輸送船舶ノ運航調整

(一) 上陸地ニ於ケル混雜ヲ防止シテ手續處理ノ迅速化ヲ圖ル為特約港ノ集中的  
 使用ヲ促シ、ト共ニ一方面ヨリノ戻還港ヲ可及的一定ナラシムルカ如ク計画スルモ  
 ・トス右計画ニ付テハ運輸省及第二復員省担任シ第一復員省ニテ援助スルモノトス  
 (二) 港湾及船舶ノ無電装置ヲ整備シ船舶運航ニ関スル通信連絡ニ遺憾ナ  
 クラシムルモノトス

六 引揚者指導要員、船舶業組  
 上陸地ニ於ケル引揚業務ノ齊整ニ迅速化並引揚者ニ付スル指導等及内地事情ノ任意  
 等ニ資スル為輸送船舶ニ引揚者指導要員ヲ業組ニシルモノトス

七 鉄道輸送ノ強化

(一) 上陸地ヨリノ鉄道輸送ヲ揚陸人員ニ即應セシムル如ク、簡便化ヲ圖ルト共ニ患者並ニ  
 運送骨ノ輸送ニ付テハ特別ノ措置ヲ講ズルモノトス  
 (二) 上陸地其他主要駅ニ於ケル引揚者、案内並ニ伙食其他ノ幹施設ヲ整

備強化ニ鉄道輸送間ノ援護ニ遺憾ナカラシムルモノトス

右計画ハ厚生省ニテ擔任シ之ガ實現ニ付テハ運輸省及農林省協力援助ス  
 ルモノトス

八 上陸地ニ於ケル交通通信施設ノ整備

(一) 引揚者ノ受入及送出ニ関スル上陸地ニ於ケル諸機關及諸施設間ノ連絡ヲ緊密  
 ニ業務遂行ノ能率化ヲ圖ル為相互間ノ交通通信施設ヲ整備強化スルモノトス  
 (二) 前歸ノ交通通信施設ノ整備強化ハ厚生省ニテ担任シ運輸省、通信院第一復  
 員省及第二復員省ニテ協力スルモノトス

備考

- (一) 今後滿州、北鮮方面ヨリ引揚者ニ付シテモ日本海岸方面ニ於テ同様ノ上陸施設  
 ヲ為スモノトス
- (二) 配船調整ニ付テハ本要綱ノ趣旨ニ沿フ如ク聯合軍側ノ援助ヲ得与トシ努力  
 コト
- (三) 上陸地ニ於ケル收容期間ノ短縮ヲ圖ル為引揚先ナキ者ニ付スル定着援護ノ  
 具体化ヲ促進スルコト

資料

引揚援護局宿泊施設能力調

| 局名  | 出張所 | 旧指令規定能力            | 新指令規定能力            | 擴充整備目標         | 現有 capacity | 備考               |
|-----|-----|--------------------|--------------------|----------------|-------------|------------------|
| 別府  |     | 入 五〇〇〇人<br>出 一五〇〇人 | 入 五〇〇〇人<br>出 一五〇〇人 | 一三〇〇〇人         |             | 調査中              |
| 博多  |     | 入 五〇〇〇<br>出 五〇〇〇   | 入 七五〇〇<br>出 五〇〇〇   | 二〇〇〇〇          | 七〇〇〇        | 入 二〇〇〇<br>出 五〇〇〇 |
| 函館  |     | 二五〇〇<br>二五〇〇       | 同上                 | 一〇〇〇〇          | 一五〇〇        | 大部分寺院            |
| 唐津  |     |                    |                    | 二五〇〇<br>二五〇〇   | 一〇〇〇〇       | 調査中              |
| 鹿兒島 |     | 三〇〇〇<br>三〇〇〇       | 一〇〇〇<br>三〇〇〇       | (計画中) 九〇〇〇     | 七三〇〇        |                  |
| 宇品  |     | 入 八〇〇〇<br>出 八〇〇〇   | 八〇〇〇               | 一一〇〇〇          | 八〇〇〇        | 入 三〇〇〇<br>出 五〇〇〇 |
| 大竹  |     | 出 八〇〇〇             | 同上                 | 一一〇〇〇          | 八〇〇〇        | 入 八〇〇〇           |
| 舞鶴  |     | 二五〇〇<br>二五〇〇       | 同上                 | 一〇〇〇〇          | 二〇〇〇        | 現在使用中<br>ノモノノミ   |
| 戸畑  |     | 二五〇〇<br>二五〇〇       | 同上                 | 一〇〇〇〇          | 二五〇〇        | 出ノミ              |
| 佐世保 |     | 五〇〇〇<br>五〇〇〇       | 同上                 | 二〇〇〇〇          | 一二〇〇〇       |                  |
| 仙崎  |     | 二五〇〇<br>二五〇〇       | 五〇〇〇<br>五〇〇〇       | 二〇〇〇〇          | 七〇〇〇        | 入 二〇〇〇<br>出 五〇〇〇 |
| 田邊  |     |                    | 一三〇〇〇<br>〇〇〇       | 八〇〇〇           | 四〇〇〇        | 由良一〇〇〇<br>ヲ含ム    |
| 浦賀  |     | 一〇〇〇<br>一五〇〇       | 同上                 | 三〇〇〇〇<br>(計画中) | 一六〇〇〇       |                  |
| 下関  |     | 二五〇〇<br>二五〇〇       | 同上                 | 一〇〇〇〇          | 一〇〇〇〇       | 入 三〇〇〇<br>出 七〇〇〇 |

註 一 戸畑、八現地軍要求ニヨリ門司ヲ変更セルモノナリ  
二 仙崎ノ現有 capacity 備考八〇〇〇ノ學校公會堂劇場民家等ナリ

一九四六年一月二十三日附聯合國最高司令部發  
帝國政府宛覺書(假譯)

引揚者處理ノ爲ノ内地受入事務所ニ関スル件  
一 受入事務所ノ場所及收容能力ニ関スル當司令部ヨリノ從前  
ノ覺書中ノ命令ハ及テ本指令ニヨリ代ハラルモトス  
二 一九四五年十一月十七日附AG三七〇〇五GC同伴名ノ覺  
書中第三項Aハ左ノ如ク變更ス  
「第三項A 受入事務所ノ場所ノ性質及收容能力ニ関スル  
事務所ハ左記ノ通設置セラルベク且此等事務所ニ限リ引揚目  
的ニ使用セラルベシ」

| 港別 | 一日受入能力 | 一日送出能力 |
|----|--------|--------|
| 唐津 | 二五〇〇   | 二五〇〇   |
| 函館 | 二五〇〇   | 二五〇〇   |
| 博多 | 七五〇〇   | 五〇〇〇   |
| 別府 | 五〇〇〇   | 一五〇〇   |

| 鹿兒島  | 吳地   | 舞鶴   | 門司   | 佐世保  | 仙崎   | 下関   | 田辺   | 浦賀   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三〇〇〇 | 八〇〇〇 | 二五〇〇 | 二五〇〇 | 五〇〇〇 | 五〇〇〇 | 二五〇〇 | 三〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一〇〇〇 | 三〇〇〇 | 二五〇〇 | 二五〇〇 | 五〇〇〇 | 五〇〇〇 | 二五〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇 |

※  
鐵道輸送不便ナル時ハ引揚者ハ渡航ニテ本州ニ輸送  
セラルベシ  
吳岩國似ノ島大竹及宇品ヲ含ム  
掃海終了迄連絡地吳(他ノ受入事務所トノ間ヲ移  
動スル引揚者ノ宿泊及處理ニ當ル地矣)トテ使用ス

一九四六年一月二十九日附 聯合國最高司令部發  
帝國政府宛

引揚計畫ノ變更ニ関スル件

一 引揚計畫ハ變更ガ當司令部ヨリ考慮中ナリ立案ノ目的  
ノ為其ノ一端ヲ茲ニ通告ス 當司令部ヨリノ特別指令ア  
ルニアラザレバ現行ノ手續ニハ一切變更ナキコトヲ特ニ注意ス  
ニ次ニ通告ハ支那(台灣ヲ含ム)ヨリノ引揚ヲ取扱フ  
二 現ニ支那日本間往復ニ充當ノ日本引揚用船腹(約一萬  
八千人收容)ハ變更ナシ  
三 現ニ日本支那間往復ニ充當ノ米人乗組員附L.S.T  
ハ昭和二十一年二月一日ヨリ四月一日迄ノ間ニ漸次廢止ノ豫定  
ナリ其ノ後ハ之ヲ船舶ハ引揚用トシテ使用セラレズト  
知ルベシ  
四 日本船員乗込L.S.T 八十五隻及リバトテイ型船舶一  
百隻ハ次ノ如ク昭和二十一年一月二十九日ヨリ同年三月三十日迄  
ノ間ニ支那日本間往復ニ充當テラル

| 次ニ揚グル日ニ始マル週 | L.S.T 数 | リバトテイ 数 |
|-------------|---------|---------|
| 一月二十九日      | 四       | 七       |
| 二月三日        | 七       | 七       |
| 二月十日        | 七       | 七       |
| 二月十七日       | 九       | 二       |
| 二月二十四日      | 四       | 二       |
| 三月三日        | 四       | 三       |
| 三月十日        | 四       | 三       |
| 三月十七日       | 六       | 三       |
| 三月二十四日      | 五       | 八       |

計 指示サレタル日附ニ從ヒ左記ノ港ハ概テ左ノ如キ一日ノ受入人  
員ヲ上陸セシムベシ

| 別府     | 博多   | 鹿見島  | 唐津    |
|--------|------|------|-------|
| 三〇〇〇   | 四〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二四〇〇  |
| 三月二十三日 | 三月九日 | 四月六日 | 三月三十日 |

|     |      |        |
|-----|------|--------|
| 吳   | 三五〇〇 | 三月十六日  |
| 佐世保 | 三七〇〇 | 三月三十日  |
| 田邊  | 三〇〇〇 | 三月二十三日 |
| 浦   | 六〇〇〇 | 四月六日   |

水日附ハ不定掃海未了ノトナリ  
 不昭和二十一年三月三十日現在全支那引揚者乗船港ヨリ毎日ノ  
 乗船人員ハ概數ニテ八千百人ニ達スル見込ニシテ將來モ同  
 率維持ノ豫定ナリ  
 日本政府ガ支那及日本ノ全引揚者乗船港ニ於ケル  
 医療處置ニ必要ナルワクチンヲ供給スルコトヲ考慮中  
 ナリ

- 次ノ最小限度ノ免疫ノ要求ニ應ズベシ
- 一 全歸國者ハ天然痘ニ罹ラヌヤラ種痘ヲ受クベシ
- 二 亞細亞本土ノ歸國者ハ本土ヨリ歸還スル者全部ニテプス  
 豫防注射ヲ施スベシ
- 三 春期及夏期ニハ全歸國者ニコレラ豫防注射ヲ施ス  
 ベシ

- (1) 聯合國最高司令官ガ在支那引揚者乗船港ニ於テ  
 使用スルタメ日本政府ニ対スルワクチンノ要求ハ該港乗  
 船人員ノ豫想量ヲ基準トス 前記第二章(ホ)ニ  
 示セル標準ニ達スル迄乗船人員ノ増加ニ伴ヒ要求ハ  
 毎日増加スベシ  
 日本政府ニテ所要量ノワクチン供給不能ノ場合ハ不足  
 分補充ノタメ當司令部ト協議スベシ
  - (2) 臺灣日本向復ノ日本船員乗組船舶用食糧ハ  
 復航ノ際ハ現ニ臺灣ニアル日本ノ食糧ヨリ補給スベシ  
 (3) 臺灣ヨリノ日本人歸國者ノ被服ハ現ニ臺灣ニアル日  
 本軍ノ備品ヨリ給與スベシ
  - 三次ノ通告ハ支那以外ノ地域ヨリノ引揚ヲ取扱フ  
 (4) 極メテ少数ノ個人ヲ除クノ外昭和二十一年七月一日マデ  
 ファイリッピン群島ヨリノ日本人ノ引揚ハナシ
  - (5) 昭和二十一年七月一日マデ琉球諸島ヨリノ日本人ノ引揚ハ  
 ナシ
- 四次ノ附加條項ノ遂行ニ対シ日本政府ニ於テ責任ヲ負フ

- ベキコトヲ考慮セラレ
- (1) 引揚ニ従事ノ全日本人船員乗組船船ノ運用人員  
 配備、食糧及必需品供給(前記第三章(4)ニ注意  
 シタルカハ除ク)
- (2) 支那地域就航中ノ日本船員乗組リハ一タイプ船  
 船及シテトヲ除キ左ノ如ク全日本船船ニ將來  
 乗務員トシテ日本ノ医員ヲ配置スルコト
- (3) 四日以内繼續航海ノ船ニハ二人ノ看護人  
 (四日又ハソレ以上ノ航海ヲナス船ニハ一人ノ醫師ト二人ノ  
 看護人ヲ)
- (4) 當司令部発現行指令ニ規定サレタル最小限度ノ医  
 療ノ要求ニ應ズルト不占トニ拘ラズ日本ノ港出發ノ引揚  
 船ノ船長任命
- (5) 日本ノ港ニ於テ全引揚船ノ十分ナル清掃及消毒  
 日本ノ引揚着收容所ニ於テ全旅客引揚者及手荷物  
 消毒利用ヲ得ラルレバDDDTヲ使用ノコト